

■ケアプランデータ連携システム活用の算定要件、類似システムも可

- ・厚生労働省は23日、「居宅介護支援費II」でのケアプランデータ連携システムの活用を求める算定要件について、そのシステムと同等の機能やセキュリティを有する他の類似システムを使っていれば満たしているを見なすことを「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」に提案し、了承された。
- ・ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有する類似システムは、システムベンダーなどを対象にこれから公募する。その際には、一定の要件を満たすことを確認するための資料の提出を求める。
- ・確認資料の内容を基に同検討会で審査し、厚労省が一定の要件を満たしているか判断し、結果を公表する。
- ・対象となる類似システムの機能に関する要件は、▽厚労省のケアプランデータ連携標準仕様に準じて出力されたCSVファイルを、標準仕様で示すファイルの組み合わせで受信できる▽国民健康保険中央会のケアプランデータ連携システムと接続するAPIの開発に協力するとともに、データ連携が可能になった段階で連携することを宣誓すること。
- ・一方、安全管理に関する要件は、▽サーバールームなどで入退室管理が行われていたり、防犯カメラなどが設置されていたりして保存されたデータの盗難防止策が取られている▽非常時に利用できるようにバックアップデータが適切に管理されている▽保存される個人識別に関する情報が暗号化され、適切に管理されている▽信頼された証明書の発行機関が発行した証明書を使ってネットワーク上の伝送データを全て暗号化している—など。
- ・2024年度の介護報酬改定では、居宅介護支援費IIの算定要件である「ICT機器の活用」を「ケアプランデータ連携システムの活用」に見直した。厚労省では現在、ケアプランデータ連携システムと他の類似システムとのデータ連携を可能とするAPIを開発中で、そのAPIが出来上がるまでの間は類似システムの個別審査の仕組みで対応していく。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○第1回居宅介護支援費に係るシステム評価検討会 資料

令和6年10月23日(水)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44468.html